

衆議院議員保坂展人君提出一体開発誘発型街路事業に関する質問に対する答弁書

1 について

平成十四年一月三十日付け国土交通省都市・地域整備局街路事業調整官事務連絡（以下「事務連絡」という。）に定める「一体開発誘発型街路事業」（以下「本事業」という。）は、民間投資が行われる可能性が高いと考えられる地域であるにもかかわらず、都市計画道路の整備の遅れにより土地が有効又は高度に利用されていない地区において、街路事業を実施することにより民間投資を促進し、適切な沿道の地区の開発を誘導することを目的とするものである。

2 について

平成十七年度までの本事業による補助金等の交付を受けた路線名・その交付の実績は、東京都における、補助第四号線（赤坂）・百八十五万円、補助第九十号線（町屋）・千九百六十四万円、補助第三百三十八号線（綾瀬新橋）・千九百八十八万円、補助第四十九号線外一線・一億四千五百八十五万円、補助第三百二十六号線・五百万円、補助第三百三十八号線（中央本町）・六百二十七万円、補助第二百三十号線・三千七百七十九千円、補助第五十四号線（下北沢）・五百五十万円、補助第八十一号線・二億二千七十七万六千

円及び補助第二百十号線（鐘ヶ淵）・七千六百四十万六千円である。

### 3 について

本事業による補助金等の交付に係る手続においては、地域の再開発の方針において計画的な再開発が必  
要と位置付けられた市街地内の都市計画道路等、その沿道の地区が民間の投資により開発される可能性が  
高く、当該都市計画道路の整備に併せてその沿道の地区が民間の投資による開発が行われる見込みがある  
都市計画道路であるかどうかを確認している。

### 4 の①について

国土交通省としては、事務連絡にいう「測量及び試験費」とは、工事を施行するために必要な調査、測  
量、試験等に要する費用のことをいうと考えている。

### 4 の②及び③並びに5について

国土交通省としては、事務連絡にいう「測量及び試験費」とは、御指摘の道路法（昭和二十七年法律第  
百八十号）第五十六条の「道路に関する調査に要する費用」ではなく、同条の「道路の新設又は改築に要  
する費用」又は道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「財源特例

法」という。) 第五条第一項に規定する対象事業に要する経費であると考えている。

道路法第五十六条の「道路の新設又は改築に要する費用」については、その二分の一以内を補助しているものである。

また、東京都における補助第五十四号線(下北沢)については、平成十五年度に当該道路の事業に要する経費の百分の五十五に財源特例法第五条第一項に基づく地方道路整備臨時交付金が充当されたものである。

## 6 について

本事業の外に、街路事業のうち、鉄道の高架橋、立体交差橋、河川橋梁<sup>りょう</sup>等大規模構造物の整備等の事業については、その測量及び試験費等に関しては、これらの事業が都市計画事業として認可される前に、道路整備特別会計の科目である交通円滑化事業費補助、地域連携推進事業費補助、交通連携推進事業費補助又は市街地環境改善事業費補助等として、補助金又は交付金が交付できるとされている。

この補助金については、道路法第五十六条の「道路の新設又は改築に要する費用」として沖縄等を除きその二分の一以内を補助するものであり、この交付金については、財源特例法第五条第一項に基づくもの

であり、地方公共団体への交付金の額は、同条第二項及び第四項に従い定められることとなっている。

#### 7 について

東京都における補助第五十四号線（下北沢）（以下「本路線」という。）への補助金等の交付については、平成十五年度に、世田谷区が、財源特例法第五条第三項の計画を国土交通大臣に提出し、これに基づき同条第二項及び第四項に従い世田谷区への交付金の額が決定され、世田谷区は、この額の範囲内で本路線の交付金の交付を申請し、国土交通大臣が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項に基づき、交付金の交付を決定したものである。

平成十六年度及び平成十七年度には、世田谷区から本路線に係る交付金の交付の申請は、なかった。

#### 8 について

世田谷区において、平成十五年度に、7 について述べた交付金を活用し、下北沢駅周辺の本路線を含む都市計画道路の整備に関連する土地等の権利者等の意向等を調査し把握したものと承知している。現在、世田谷区において、当該都市計画道路の整備についての事業の施行に向けて準備を行っているところであると聞いている。